

公の施設の指定管理者の指定の件（山口斎場）

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市山口斎場

2 公の施設の位置

札幌市手稲区手稲山口

3 指定管理者

札幌市手稲区手稲山口308番地2

第2期札幌山口斎場運営株式会社

代表取締役 北林 勇武

4 指定期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、山口斎場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。